平成30年5月30日制定

いきいき茨城ゆめ国体高萩市休憩所設置要項

1　目　的
　この要項は、第74回国民体育大会高萩市歓迎接伴基本計画に基づき、全国から訪れる選手、監督、大会関係者及び観覧者（以下「大会参加者等」という。）に憩いと交流の場を提供するため、いきいき茨城ゆめ国体の開催時に設置する休憩所について、必要な事項を定めることを目的とする。

2　設置場所
　休憩所は各競技会場に設置する。

3　設置期間及び開設時間
　設置期間は、原則として各競技の開催期間とし、開設時間は、開始式（オープニングプログラム）の開始時刻又は各競技開始時刻のいずれか早い方の１時間前から競技終了時刻の30分後までとする。ただし、実情に応じて変更できるものとする 。

4　業務内容
（１）大会参加者等に対する湯茶、各種飲料の提供に関すること。
（２）休憩所内のテーブルやイス、その周辺の整理整頓及び衛生的な管理に関すること。

5　関係機関・団体等との連携
　休憩所の設置、業務運営等を円滑に行うため、関係機関、団体等の協力を得て実施する。

6　その他
（１）競技別リハーサル大会に関する休憩所の設置については、この要項に準じて取扱うよう努めるものとする。
（２）この要項に定めるもののほか、休憩所の設置に関し必要な事項は、別に定める。